

第十九回国会
衆議院
内閣委員會議録
第十九号

昭和二十九年四月五日(月曜日)

午後一時五十二分開議

出席委員

委員長 稲村 順三君

理事平井 義一君 理事山本 正一君

理事下川儀太郎君

江藤 夏雄君 大久保武雄君

永田 良吉君 長野 長廣君

船田 中君 山崎 巖君

栗山 博君 飛島田一雄君

中村 高一君 辻 政信君

出席國務大臣

外務大臣 岡崎 勝男君

國務大臣 木村篤太郎君

出席政府委員

保安政務次官 前田 正男君

保安庁次長 増原 恵吉君

保安庁長官官房長 上村健太郎君

保安庁局長 (人事局長) 加藤 陽三君

外務事務官 (条約局長) 下田 武三君

海上保安庁長官 山口 伝君

委員外の出席者

専門員 龜井川 浩君

専門員 小関 紹夫君

四月三日

人権委員会設置法案(龜田得治君外

九名提出、参法第八号(予)

同日

恩給法の一部改正に関する請願(千

葉三郎君紹介)(第四一五七号)

同(吉田安君紹介)(第四一五八号)

同(藤田義光君紹介)(第四二六一

号)

旧軍人下級者の公務扶助料引上げに

関する請願(吉田安君紹介)(第四一

五九号)

同(藤田義光君紹介)(第四二六二

号)

戦犯者に恩給支給に関する請願(吉

田安君紹介)(第四一六〇号)

同(藤田義光君紹介)(第四二六三

号)

軍人恩給支給額引上げに関する請願

(吉田安君紹介)(第四一六一号)

同(藤田義光君紹介)(第四二六〇

号)

農林省統計調査機構の拡充強化に関

する請願(正木清君紹介)(第四二〇

三号)

同(佐々木盛雄君紹介)(第四二〇四

号)

同(安藤寛君紹介)(第四二三〇号)

同(吉川兼光君紹介)(第四二二三

号)

恩給の比例増額に関する請願外一件

(久野忠治君紹介)(第四二三二号)

の審査を本委員会に付託された。

同日

戦争受刑者の恩給法上の処遇是正に

関する陳情書(広島市基町広島県戦

犯留守家族会長能美敏子)(第二六一

八号)

を本委員会に送付された。

本日

の会議に付した事件

防衛庁設置法案(内閣提出第九四

号)

自衛隊法案(内閣提出第九五号)

○稲村委員長 これより開会いたしま

す。

本日は防衛庁設置法案及び自衛隊法

案を一括議題とし、質疑を続行いた

します。大久保武雄君。

○大久保委員 私は防衛庁法案並びに

自衛隊法案について御質問申し上げま

すが、まず最初に自衛隊法案にありま

す直接侵略並びに間接侵略に關連いた

しまして、日本の戦時における地位の

問題であります。世間におきまして

は、日本の中立は可能である、いかな

る場合においても日本の中立保持は可

能であるし、むしろ中立を行わなけれ

ばならない、こういう意見がございま

す。私がここに外務大臣並びに保安庁

長官にお尋ねしたいと考えますこと

は、一体日本は戦時中立を保持するこ

とができるのか。日本の置かれておる

戦略的な地勢的な地位、あるいは日本

の持つておる工業力、あるいは日本の

有しておる人的動員力、こういうもの

から判断いたしますと、これは現在の

一つの世界的な情勢であります米ソ間

に処して、中立の維持ということとはき

わめて困難である、しかも中立を維持

しますためには相当な防衛力を持ち、

一つの力を持たなければ中立の維持は

不可能であろうと私は考えるのであり

ます。ことに潜水艦戦におけるロンド

ン議定書はほとんど蹂躪されておりま

して、海上においては潜水艦の無差別

撃沈ということが現在ほとんど常套

的手段として行われる。こういう際

において、日本は四面海をめぐらして

るから中立は容易である、こういう考

え方に対しては、私はきわめて納

得できないのであります。周囲に海が

あるということは、もつと容易に日本

の重大なる民生産業に対する脅威がた

だちに起つて来る。しかもロンドン議

定書の潜水艦法規は守られていない。

こういうことからいたしますならば、

中立は困難ではなからうかということ

も考えられる。この点に關しまして、

中立問題に対する外務大臣と木村保安

庁長官の御意見を最初に承りたいと思

います。

○岡崎國務大臣 中立の議論につきま

しては、二つの問題を始終混同されて

議論されておるようであります。とい

うのは、平時においてどの国とも平

等に関係を結んで、どの国をひいき

するでもなく、どの国と敵対するで

もなく、貿易等を行つて行かうとい

う考え方と、それから戦時において戦争

に巻き込まれないで、局外に中立的な

立場をとらうということ、二つを混

同してよく議論されておるようであり

ます。そこで平時において中立的な政

策で、経済その他の問題を処理して行

かうということは、それが国の利益に

なるかならないかは、その国自体の特

殊の事情によつて考えなければなりま

せんけれども、これは考慮に値する考

え方であつて、十分研究の値打ちはあ

ると思ひます。ところがそれと全然性

質を異にする戦時におけるいわゆる局

外中立ということとは、航空とか火力と

かいりものの進歩してはなかつた十九

世紀ないし二十世紀初頭においては行

われ得ることであつたであらうしやう

けれども、だん／＼総力戦の機相が切

実となり、今度は全世界をあげて敵か

味方かになるという傾向のある現在に

おいて、そしておつしやるように日本

としては海外に食糧を求めなければな

らない。その食糧の輸出国が中立的な

国であればよろしうございしますが、

これがどちらかの国に味方しておると

いうような場合には、日本が中立的な

立場でその国と引続き貿易ができる

か、また日本の船が潜水艦等の脅威に

さらされないか、また日本の戦略的地

位、いずれの点を考えましても、現状

におきましては、おつしやるように戦

争中の中立維持ということとは困難であ

りますが、これもおつしやる通り、た

だ一つ可能であるかもしれないとい

う理論的方法は、武力を非常に強化し

て、そして武装中立を守るといふこと

であります。できるできないは別とし

て、理論的にこれならば可能の場合が

あり得ると思ひますが、それ以外には

全然見込みのない話であると私は考え

ております。

○木村國務大臣 ただいまの御質問の

要旨は、結局戦時において日本が中立

を守り得るやいなやという御議論に尽

きると考えます。そこでいかなる国と

国との間に戦争が起るか。これはわれ

われは予測することはできないのであ

ります。御質問の要旨は、結局共

産軍陣営と自由国家陣営との間に戦争

が起る場合を予想なすつての御議論か

と私は推測いたしますが、その場合に日本がいかなる立場をとるか、また中立をはたして守り得るやいなやということになつて来ますと、今岡崎外務大臣から答弁のありましたように、日本といたしましては、はたしてこの間に中立を守り得るやいなやということに問題であり、中立を守るにいたしましては、強力なる日本の国防体制を立てて行かなければ、十分なる中立は維持できぬ、こう考えております。従いましてわれ／＼といたしましては、独立国家たる以上、いずれの場合にありましても、中立を守り得るだけの防衛力は持たざるを得ない、こう考へる次第であります。

○大久保委員 ただいま岡崎大臣の御答弁によりまして、戦時中立の維持は非常に困難である、また中立を維持するにしましても、防衛力を必要としよう、かような御答弁でありましたが、そこで私は侵略の問題についてお尋ねをいたします。自衛隊法案第三条にある「直接侵略及び間接侵略」とは、政府はいかなる事態を予想しておられるか。まず国際法上における侵略の概念について明らかにしなければなりません。が、侵略の定義について典型的なのは、一九三三年七月三日、ソ連の提唱により、ソ連圏の諸国間にロンドンで署名された条約であります。すなわちこれによりまして、かなり範囲が広く、「一、開戦の宣言、二、開戦の宣言はなくとも、兵力による他国領土への侵入、三、兵力による他国の領域、船舶又は航空機の攻撃、四、他国の沿岸又は港に対する海上封鎖」これを侵略と規定いたしております。もつとも以上述べましたことは、侵略である

ためには正当なる事由、たとえば自衛でありますとか、制裁でありますとか、そういうものによらずして、正当なる事由なく攻撃することや言うものと考えます。この点につきまして、先般私は外務、内閣の合同委員会におきまして外務大臣に御質問をいたしまして、外務大臣はこれをお認めになつたように記憶いたしております。木村長官もこれをお認めになつたやいなや、以上申し上げました諸点を侵略、かように御判断になりますか。あるいはこのうちいかなる行為を予想されますか、この点につきまして木村長官に御答弁をお願いいたします。

○木村國務大臣 お答えいたします。侵略についての定義は第二条によつて明白になつておるのであります。条約に明白になつておることをもつて、ただちに自衛隊法における外部からの直接侵略ということに該当するかいなや、これは相当問題であらうと考へております。この自衛隊法の七十六条に用いております外部からの直接侵略、これをいかように解釈するかというところが主たる問題であります。要は日本の国家が独立国家としてわれ／＼国民の自由と生命と財産を維持する、それを侵されるやうな直接に外部からの圧力を加えてやつて来るということとをわれ／＼は意味しておるものと考へておるのであります。そこで具体的にどういふことが行われるかということになりますと、そのときの情勢判断によつて、われ／＼はこれを外部からの武力侵略と見るかどうかということ考へて行きたい、こう考へております。

○大久保委員 なおこの点はあとでさらに御質問いたしますが、次に間接侵略であります。間接侵略につきましては、一九三三年の同条約の第五に、「自国の国内で編成され、他国に侵入した武装部隊に對し援助すること」次に「自国で出来る一切の手段をつくしてそいつを武装部隊に對する援助や保護を奪うやうにと侵入された国が要求するに不協を拒絶すること」この二つに規定いたしまして、その附屬書に、「一国内に罷業、革命、反革命または内乱などの騒動があるといふことは、そいつを行動を正当化する理由とはならない。こゝにいうふうには規定してあるやうであります。これは間接侵略の定義であると考えますが、外務大臣はいかにお考えでありますか。

○岡崎國務大臣 間接侵略の定義として、これは、確定したものがたゞいまあるとは考へておりません。お話のようなものも当然その対象になるわけだと思ひますが、ある定義のようなものをつくりましますと、それをくぐり抜けるやうな方法を案出されることがしばしばであります。たとえば一国に對する侵略行為が行われた場合に、第三国がこれを援助する。それも國として援助しない、たとえば義勇兵が出て行つたといふやうなかつこつにして、實際上はほとんど組織した、さうして責任ある司令官のもとにおける部隊が出て行きまして、これを義勇軍と稱しておる。つまり國民のかつてな意思であるといふやうなことにして、いゝ／＼あるがれる方法を講じますので、ときどきに侵略、あるいは間接侵略について定義と内容がかわつて来なきやならぬと思ひます。たゞいまのところ

は、それよりもむしろまだ広汎なもの考へなきやならぬと思ひますが、しかしこの法案等にはあります意味は、必ずしも國際法とびたつと合はなくていいのであつて、日本自身が間接侵略と認めるものに對しては、これは適當な措置を国内でとることは當然だろつと考へております。

○大久保委員 一九二五年、日本とソ連と結びました条約に、「何れ／＼相手國の秩序や安寧を危くするやうなことをしたり何れ／＼自國の管轄地域内で相手國の政府だと稱する団体や集團の存在も活動も許してはならぬ」こゝにいう規定がありまして、これはもちろん終戦後消滅はいたしておりますけれども、國際法の原則、この精神はかわりがないものとして考へております。日本国内におきましても共產主義の團體がございしますが、共產主義は、性格から申しましても、また國際主義でありましても、行動からいつても國際主義の場合が多いのであります。そこで国内共產主義は多かれ少かれ直接的にか間接的に國際共產主義の影響下にあるものである、かように判断せざるを得ないのであります。日本の国内におきましても、ソ連を労働者の祖國とする、こゝにいつたやうな主義運動が行われる、こゝにいつた一つの運動に對して武器あるいは資金、こゝにいつたものが提供されした場合に、外務大臣は、これをいかにお考へになりますかお考へを承りたいと思ひます。

は、これは自由でありまして、その点に干渉することは適當でないと思ひます。ただ武器が送られるやうなことになるやうなことは、これはおのづから取締りの方法もありましますし、またその資金が合法的な目的でなく、非合法的な目的に使われるといふことになれば、これも問題に當然なるわけでありまして、ただ資金が送られたといふことだけでは、合法的な共產黨に對する特殊の問題とはならない、こゝに考へます。

○大久保委員 私はたゞ資金が送られるやうなことは、これは重要な問題だと考へますが、一応外務大臣は資金が送られることは正当であるといふことでございまして、それで論を進めて参りますが、先ほど岡崎外務大臣は、義勇兵が送られた場合に、それは間接侵略の一形態である、かような御答弁でありましたが、私は義勇隊が相手國內において組織されて日本に派遣されました場合におきましては、これは日本人であらうと外人であらうと直接侵略ではないか、かように考へますが、この点に關する外務大臣の御見解をもう一度承りたい。

○岡崎國務大臣 これも實際にはその事実に當面してみないとはいつくりしたことは申し上げられませんが、直接侵略と申しますものは國を對象として考へております。つまり外國が日本に對して侵略を企てたといふことが主として對象になります。そこで國籍のない、といつてはおかしいのです、が、國籍はありましようけれども、ある國がやつたんじやない、その國民が義勇兵となつて来ておつて、その國民が一つの國の國民でなくて、三つも四つもの國民が入り込んで来たといふ

場合、たとえば今現実に認められておられますように、朝鮮の問題のときに中共の義勇軍がやつて来た。これは間接侵略でなく直接侵略と一般に考えられております。こういう場合ももちろんありますが、それ以外にやはり間接侵略の形態をとるものもあり得ると私は考えております。

○大久保委員 自分の国で一つの義勇隊というふうなものを編成して、相手国にそれを送り込んで、あるいは相手国の中に一つの自国の義勇隊的なものを組織して、そうして一つの暴力革命を起す。これは今回の戦争後におきまして、共産圏国のやる常套的戦略である。これは歴史があらゆる事実をもつて証明してある。そういう公算はきわめて大きいと私は思うのであります。が、これに対して木村長官は、自衛隊法第七十六条を御適用になるつもりか、あるいは自衛隊法第七十八条を御適用になるつもりか、これを明確にしたい。

○木村国務大臣 第七十六条の場合には、要するに外部からの直接武力攻撃をさして、その場合にいわゆる防衛出動するということになるのであります。そこで今御議論になつております間接侵略か直接侵略かという点になりますと、むしろ外部からの直接の武力攻撃は、これは直接侵略であることは疑いを入れる余地はないのであります。そこで間接侵略とは何ぞやという意義いかんによるのであります。われわれの考えておる間接侵略と申しますのは、御承知の通り日米安保条約の第一条に掲げております、一または二以上の国の外部からの教唆または干渉によつて、国内において起さしめる大擾

乱、大反乱、こういうものをさしておるのであります。そこで今お話の外国から義勇兵を送つて、そうして内地において大反乱、大擾乱を起させるという場合はいかんということになります。が、その場合には、外国からはもうすでに干渉あるいは教唆あるものと認めて、これは間接侵略と取扱つてよろうかと考えております。事は内部において起つた問題であります。これをいわずに七十六条の直接侵略、すなわち外部からの武力攻撃と解すべきやいなやという点になります。そこはよほど慎重に取扱ふ必要があるかと私は考えております。しかし具体的の場合にどう取扱ふかということになります。と、そのときの情勢判断いかんによる、こう考えるのであります。ただいま率直に申しますと、義勇兵を送つて、それを中心にして日本で大反乱を起させるような場合は、もうすでに外部からそういうものを入り込ませておるのでありますから、これは場合によつては直接侵略と解して、七十六条を發動してよいかと思うのであります。が、その内容、規模のいかんによるという点であります。わずかの義勇兵を送つたから、それをもつてただちに外国からの直接侵略と取扱つていいかどうか、私はむしろそういう場合は間接侵略として取扱ふ方が適当じやないか、こう考えております。

○大久保委員 岡大臣の御答弁が、非常にこの点については不明確であります。私は少くとも義勇兵を相手国で組織して日本に送り込みました場合に、これは、これは明確に直接侵略になつて、そういう考え方で対処すべきであると思ふ。それを兵数が多いか少ないか

によつて、それから考えるというふうなことでは、私はどうもこの防衛の責任は果されない、かように考えるわけでありまして、この点につきましてはひとつ明確にしておかれることを希望します。同時に、私は侵略の構想、すなわちMSA及び自衛隊法案の間接侵略というものは、共産革命に対する一つの手段である、そういうふうな割切つていいのじやないかと考えますが、この点木村長官はいかがでありますか。

○木村国務大臣 かりに今お話の、共産国家から義勇兵を送つて、大反乱を起さしめるような場合、私がただいまお答え申し上げたように、要するにその義勇兵の内容いかんという問題に帰着するのじやないかと思ひます。わざわざ義勇兵を送つて、内地で反乱軍と一緒に暴動を起さしめたような場合を、これをもつてただちに七十六条の外部からの直接侵略という点に該当するものなりという結論は、私は早計じやないかと思ひます。要はその義勇軍の内容、装備その他万般の事情から判断すべきものであります。こう考えている次第であります。

○大久保委員 木村長官は、兵器の内容を調べてからきめる、こういうお話でありますけれども、そういうものだつていことはできた話じやない。いやしくも義勇兵が侵入して来ます場合においては、電光石火の防衛が、こちら

も必要とするのは当然であります。相手の国が何を持つてゐるから直接侵略である、何を持つてゐないから間接侵略である、あるいはそれによつてただちに警察力を持つて行くか、あるいは防衛隊を持つて行くか、こういう日本国内の措置も起つて来るわけでありまして、私は、相手国が義勇兵を組織して、そうして相手国に送り込んだならば、これは明確な直接侵略でなく何であらう。また相手国が義勇兵を送り込むときには、その国に呼応する何ものかをつくつております。これはドイツのベルギー、オランダ侵入のときもそうでありました。私はこういう事態に對する、木村長官と認識を異にすることを遺憾と思ひますけれども、この点を明確にして御善処願わないと、私は部下の統率はできない、かように考へます。

次に私がお尋ねしたいのは、先ほど申しました直接侵略の方式の問題であります。先ほどあげました直接侵略の幾つかの方式のうち、あるいは艦船を攻撃するとか、あるいは航空機を攻撃するとか、あるいは領土に侵入するとか、あるいは沿岸封鎖をするとか、空艇部隊が来るとか、そういうふうな直接侵略の中で、どの侵略がどの方面から起ることを想定されておりますか、この点を少し具体的に承りたいと思ひます。

○木村国務大臣 一体どこから外部からの武力攻撃があることを予想してゐるかという御議論であります。これは私はただいま具体的に答へたいかねるのであります。われ／＼は終始／＼の情報を集めまして情勢判断をして、これに対処することを心が

けなければならぬのであります。ただいまのところどの方面から外部の侵略される危険があるという、具体的のことを言へというお話であります。それは私はただいま率直に、具体的にどこから一体空艇部隊が来、どこから船を繰出して来るか、どこから上陸の危険があるかというふうなことは、申し上げる段階には至つておりません。しかしここで申し上げたいのは、われわれは各方面からの情報を収集いたしまして、いずれの方面から外部からの武力攻撃がある場合においても、日本を防衛するだけの準備は、常に心がくべきものとして研究いたしてゐるわけでありました。

○大久保委員 それでは私の方から御質問いたしたいと思つております。私が考えますには、日本に起りやすい直接侵略の方式は二つあるのじやないか。一つは空艇部隊による侵入である、もう一つは海上封鎖である、私はこう考えます。そこで空艇部隊による領土への侵入は、先ほど私が間接侵略と関連いたしまして御質問いたしました義勇兵の問題と関連いたして来るのであります。そこでドイツ軍が蘭・白に侵入いたしまして電光石火的な大戦果をあげましたのは、あれは御承知のようアン・ムツセルト等を首領とする国家社会党の周到なる準備とその内応によつておることは歴史に明らかであるところでありまして、空艇部隊が日本に上陸しました場合に、おきましては、必ずこれに相呼応する国内の動員の要因がひそんでおるのであります。この点に空艇部隊の一つの前提条件があると同時に、空艇部隊が日本にその戦力を維持するためには必ず制空権と

制海権の維持なくして空襲部隊は日本に上陸することはできない、必ず制空権をとるか、この空襲部隊の戦果を拡大するところの海上の補給路を確保しなければならぬ。そこで私が御質問したいのはこの点であります。すなわち日本が日本の置かれておる地勢的な環境からして、日本の最も重大な問題は敵に対して補給路を与えるか、みずからの補給路を維持し得るか、この点であらうと私は考えるのであります。すなわち日本の自衛のために少くとも外国に対して脅威を与えず、みずからを守るために最も本質的なものは何であるかと申しますと、日本の海上の安全を守り抜くことである、海上の自衛力をはつきり確立することである、かように私は御質問いたしたいのは、この海上封鎖についてでございます。日本は地形的に申しまして、大兵力を日本において駆使する自由を相手国は持つておらぬと考えるのであります。日本が大陸を持ち、あるいは南洋群島を持つておつて、大陸及び南洋において非常に厚い日本の戦略態勢を持つておつたときは別であります、現在における日本列島の地位は、西太平洋に浮んだ孤島にすぎない、十分間飛べば日本海から太平洋に突き抜ける、こういった国柄である。周囲を海に取巻かれて戦略的に非常に弱い地勢を日本は持つておる。しかも先ほど外務大臣が言われましたように食糧問題であります。これは私も先般の外務委員会でも御質問いたしました、戦時、平時を通じて一番大切なことは、日本の民生をどうして維持するか。民生を維持するためには食糧の供給をしなければ

ならない。これは海上の補給路を絶たれたら絶対日本に対する食糧は入つて来ない。われわれの三度の飯も食えない。これは大東亜戦争の最後の終末が雄弁に物語つておる。そこで日本は食糧を絶対条件とする民生の上におきましても、海上を封鎖されしまたならばひとたまりもなく参つてしまふ。また日本の戦力を維持するアルミニウムにいたしましても、普通鋼鋼材にいたしましても、鋼鉄にいたしましても、あるいはガソリンにいたしましても、重油にいたしましても、これはすべて船舶によつて日本に補給されて初めて産業が維持される。この海上封鎖が日本に加えられしまたならば、日本にとつてはきわめて重大な侵害になつて来る。しかも日本は立ちどころに民生並びに産業及び戦力が壊滅する。私はこの点がソ連がとると考えられる一番安易な手段ではないか。原子爆弾を日本に持つて来て、人道上非常に恐るべき、にくまるべき戦略を使い、日本人から多年のうらみを貰う。こういう戦略をとるよりも、最も早く日本を参らせろには、自分たちが一兵も血ぬらずして、日本を参らせろのは、実にこの海上封鎖ではないか。これを大臣はいかにお考えになりますか。これが日本に対する侵略の一番大きな眼目であるとお考えになるかどうか、この点をはつきりお尋ねいたしたいと考えるのであります。

○木村国務大臣 ただいま御質問の要旨は、海上封鎖がいわゆる七十六条の外部からの武力攻撃に該当するかどうか、端的に言へば、そういう御質問であらうと考えております。そこで今お話のごとく、この周囲海に包まれておる日本を武力をもつて海上封鎖をし、日本の国民の糧道を断ち、あるいは生産物資を断つ、そうして日本を危殆に陥らしめるといふような手段を講ずるならば、それはまさに外部からの武力攻撃に該当するものと私は考えております。と申すのは、一国が独立国家として、国民の生命財産を保護して行かなければならないことは当然であります。その生命線を奪うような封鎖をする。これは申すまでもなく、直接武器を持つて日本へ侵入して来たと同様な効果を現わすのであります。もちろんかような場合には七十六条の外部からの武力行為に該当するものと私は考えております。

○大久保委員 私はそういう危険性が一番あるかどうか、こういうことをお尋ねしたのであります。いろ／＼な侵略の形態がありましようけれども、日本の民生、産業あるいは戦略的地位からしまして、海上封鎖が最も起り得る侵略であるかどうか、こういう点をお尋ねしたのであります。この点をひとつもう一度明確にお答えをいたしたいと思ひます。

○木村国務大臣 お答えいたします。海上封鎖によつて日本を危殆に陥れる。これは最もとりやすい作戦であると考えております。しかも某国は日本の周辺に相当数の潜水艦を持つておるといふことは明らかな事実であります。さういふ潜水艦をもつて日本のいわゆる海上封鎖をするといふようなことは、あらかじめわれ／＼は考慮に入れる余地が十分あると考えておる次第であります。

○大久保委員 海上封鎖に関連してお尋ねしたいと考へますことは、機雷の問題であります。大東亜戦争におきましても、日本の周辺には、相当の機雷が敷設されました。また終戦後におきましても、日本海におきましては、しばしば浮遊機雷が流れて参りました。日本の船舶の航行の安全を阻害いたしております。この浮遊機雷の中には、当然警備を離れしまたならば、安全装置が働いて無害にならなくてはならない。その安全装置がされないままに、危険なままに浮遊しておる機雷が発見された。また戦争が終結しまたならば、武器の危険性はなくなる、こういうことが戦時国際法の原則であると考へる。ところがロシア並びにアメリカにおいて発明されました感応機雷は、あるいは音響によりあるいは自力によりあるいは水圧によりこれらの危険性は終戦後においても相当な持続をする。十年もその爆発の持続力がある。しかもそれに対しては、掃海の方法は非常に困難である。一体こういう武器を使うことは戦時国際法違反であるとお考へるのであります、岡崎外務大臣はいかがお考へになつておりますか、お伺いしたいと思ひます。

○岡崎国務大臣 だん／＼武器が進歩するといふますか、新しい武器が考へられて来ますと、戦時国際法というものがだん／＼かわつて来べきものだと思います。たとえば爆撃機による焼夷弾の投下によつて非戦闘員まで非常に損害をこうむるということは、現に先般は行われておつたのであります、こういうものについても、今おつしやつたような、機雷等につきましても新しい考へがなされなければならぬと思つておるのであります。現にこういう点について研究が進められておるようでありまうが、ただいまのところでは少くとも機雷等に関しては、そういう非常にむずかしい、長くからなければ無害にならないようなものを含めまして、一般に機雷として取扱われておりますけれども、現在の国際法の表面の議論からいへば、必ずしも一般とならないのではないかと考へます。こういうものは十分研究して、新しい例をつくらなければならぬだろうと考へております。

○大久保委員 ただいまの外務大臣の御答弁のように、潜水艦に関するロンドン議定書もほとんど蹂躪されまして、無差別撃沈が横行しておる。最近のシノーケルにいたしましても、ほとんど外部に砲を持つておらない。自分が浮き上つたならば、船舶の小さな砲弾でもやられる、あるいは衝突しても自分から先にやられるといふような潜水艦の特異性からして、当然無差別撃沈にならざるを得ないやうな勢いでもございまして、これはきわめて重大なる損害を起す問題となつて参ります。今後における戦時国際法は、相当根本的に反省しなければならぬ問題がたふさん起つております。原子爆弾にいたしましてもさうであります。こういう将来の戦時国際法に關して、私は適当な外交的な機会において一つの秩序をつくられることは、きわめて重要なことではないかと思ひますが、ただいまの外務大臣のさういふことも考へておるといふ御答弁を了承いたすわけでありまう。

次に木村長官にお尋ねしますことは、あるいは外務大臣にも御答弁を願ひたいと考へますことは、先ほど申しました海上封鎖が行われる——これは

日本に対する最も起りやすい攻撃方法であり、しかも日本に対しては一番手痛い方法である、日本が中立を守ろうとする場合におきましても、自分の方につけという場合に、脅迫としてこれをするかもしれない、こういうような海上封鎖が行われる場合に、どうしても相手の基地に対して、こちらが適当なる制圧の方法をとらなければならぬ事態が出て来ると思う。こういう場合においては、海上自衛隊あるいはその他の自衛隊は、いかなる対策をおとりにするか。その点をお尋ねいたします。

○木村国務大臣 お答えいたします。海上封鎖にもいろいろ種類があるかと考えております。先ほど私が申しましたのは、要するに外国が日本の海上を全部封鎖して、日本の生命線を脅かす、これがために、日本の国民が生命の危機に陥つたというような場合においては、もちろんこの七十六条の外部からの武力攻撃に該当すると私は信じて疑いません。しかしそういう全般的の問題でなしに、ある一部の日本の港湾を封鎖する場合をもつて、ただちに武力攻撃と解すべきかどうか。これは相当疑いの点があるのであります。しかし今お話の海上封鎖は、おそらく私が前に申しましたように、日本の国民の生命を脅かすような、大規模の武力をもつてする海上封鎖をさるものと考へます。その場合に、敵の基地を日本から逆に襲撃するかどうかという御質問であります。さしあつては、われわれはまず海上封鎖をぶち破るだけの力を養わなければならぬと考へます。その情勢いかんによりましては、われわれは日本国民の生命を守るために、今申し上げましたように、どういふ基

地かわかりませんが、最も根本的であります。さういふある一種の基地と申しましようか、さういふ点まで進んでやるような必要もあるようにわれわれは考へるのであります。しかしその当時の情勢判断いかんによつて、ただちにそれをもつて攻撃を加えるか、さしあたり海上封鎖の一部を突破して日本の生命線を守るかということは、今申しますように、その当時の具体的情勢判断いかんによつて考へております。

○大久保委員 次に三軍均衡方式についてお尋ねしたいと思います。三軍均衡方式というのは、少し抽象的ですが、よくわからぬのであります。三軍均衡方式といふのは、少く抽象的ですが、いかなることを言われるのでありますか。

○木村国務大臣 三軍均衡方式、これはだれが用ひました言葉か私は存じませんが、要はつり合いのとれたものをいふのであらうと思ひます。われわれの考へておるところのいわゆる三軍方式といふのは、結局日本の財政力から勘案いたしましたして、どの点に重きを置くかをまず考へて行かなければならぬ。同じ金の分配をして、同じような率でもつてやらせるといふような方式じやないと思ひます。日本の防衛態勢上どこに重力を置いて、そのことを考へるのとらして行くか、このことを考へるものであります。そこでさしあたり日本といつたしましては、陸海空、この三つの方式を、どうバランスをとつて行かれるか、これについてわれわれは十分慎重に考慮して行かなければならぬ、こう考へております。陸の方か、空の方か海の方か五万にしろとか、空の方も三万にしろとか、そのつり合いを数でとらせるようなことは考へておりません。要はあらゆる場合を勘案いたしまして、最も能率的に、最も経済的に三軍を組織して行きたい、こう考へております。

○大久保委員 ただいま三軍均衡方式とは陸海空軍に適當なバランス上の重点を置いて行く、さういふ考へであります。いま一つの方法として、は異存はございません。そこでさしあたりいかなるバランスをとるか、この点が重大であらうと考へます。私は先ほど申しましたように、日本に想定される最も大きな脅威は海上封鎖である、さういふ考へております。がゆえに、陸上部隊といふものは、日本の一つの内乱に對する問題である。日本の内戦は、相當な分は思想戦によつてあることは日本の経済、民生の安定によつてこれを進行することができ。そこで三軍均衡方式の重点は、おのずから日本の海上封鎖を破る力、すなわち日本の海、空の充実といふことにバランスの重点が持つて行かなければならぬ。じやないか。三軍均衡方式で、いづれの部隊においても同じ力を注ぐことは、相當な防衛力を持つておるアメリカのごときはこれはできましよう。またアメリカは地勢的にいつても大陸国であると同時に、海洋国家であります。すなわち私はアメリカが陸海空の三部隊をそれぞれ同じバランスにおいて均衡して持つておることはよくわかるのであります。イギリスはこれに比較して海、空軍をもつて重点としておる。ロシアは陸、空軍をもつて重点としておる。いづれの国といえども三軍どれも同じようにやつて行くといふ国はあります。自分の国の財政力、自分の国の、戦略的地位からして、いづれに

重点を置くかということがきまつて来なければならぬわけである。私は日本の自衛力は海、空にその重点が置かれなければならぬ運命的な地勢を持つておると思ひますけれども、この点に關して木村長官はいかに考へておりますか。

○木村国務大臣 お答えいたします。日本の置かれた環境、すなわち四面海に包まれておる日本といつたしましては、もちろん今お話のように、海と空の守りをおたくしなればならぬと考へております。しかしながらそれとて私はいわゆる陸上部隊も相當強化して行かなくてはならぬかと考へておるものであります。さういふわけの三軍均衡方式と申しましようか、バランスのとれた編成をしなければならぬ、さう考へておるわけであり。しかし今お話のように、日本といつたしましては、将来海、空について相當重点を注いでこれを強化する必要があると考へております。ことに御承知の通り、日本におきましては終戦後軍艦もなくなつております。飛行機もほとんどないという状態であり。今後この方面について相當力を注がなければならぬ必要があるといふことは當然であらうと考へております。

○大久保委員 先般の外務委員会におきまして外務大臣は、私の海上封鎖に對する質問に對し、自衛力で足りない場合は日米安全保障条約によることを考慮したい、さういふ御答弁がございました。そこで海上封鎖が行われた場合、一体日本の海上自衛力はどの程度の能力を持つておるか、また日本の民生、産業を保持するのにどういふよう

な考へであるか、この点の木村長官の御答弁を承りたいと思ひます。

○木村国務大臣 日本の海上自衛力の現状をいたしましてはさきわめて微々たるものであります。私から言へば、さきことに情ないような状態であり。これからこの方面に相當力を注がなければ、今大久保委員の申されたように、万一不幸にして外部からの封鎖なんかあつた場合においては、さういふ対処することはできません。従いまして、われわれといつたしましては日本の財政力と勘案いたしまして漸増的にこれをふやして行く、一面においてアメリカから相當数の船をもらひ受けた、さう考へて今努力中であり。す。

○大久保委員 日本の海上自衛隊は、對潜水艦並びに對機雷船を第一目標として充実すべきものである、私は長官と私との今までの討論から申しまして、さういふ判断したのであります。海上自衛隊強化のためにこれは十分でない、また海上封鎖を破るための力はない、さういふことである。すなわち、ただいまも御答弁がございましたように、M.S.A.によつてある程度の船を借りて来るといふことがおのずから起つて来るわけであり。最近の潜水艦は相當に大型になつて参つております。またその航続距離もきわめて長行程であります。私はM.S.A.は千五百トン以内の艦種に限るということを知承知してありますけれども、この点はさうである。さういふ御答弁がございました。木村長官でもよろしうござい。す。

○岡崎国務大臣 M.S.A.に關しましてはさういふことではあります。

○大久保委員 次にお尋ねしたいことは、第三国が軍艦として取扱いであるうということとを期待するということふうな

御答弁に受取れましたが、公海における外国船を臨検または拿捕する権利はありますかどうか、この点を承りました。

○木村国務大臣 これは憲法第九条第二項において交戦しないことになつておりますから、その点においてはさういふ申し上げをしたように、いわゆる純粋な意味における軍艦としての扱いができませんということになると思ひます。

○大久保委員 公海における外国船の臨検、拿捕の権利がないということになりますと、海上自衛隊の重要な任務は国防及び国民の保護であり、公海を航海して来る船舶に、いろいろの敵性をもつておる人的、物的なものが乗つておるとした場合において、自衛隊はそれに対し全然臨検、搜索はできないのであります。これがもしできないならば、その船が日本に入つて来て、どこかの港に着くわけであり、それを自衛隊はうしろからついて行くのであります。この点を明確にしたいと思ひます。

○木村国務大臣 これはただいま申し上げましたように、国際法上の交戦国としての権利を放棄しておるのでありますから、拿捕、臨検といふものはできませんが、しかしながら今お話のように、そういう船が日本にやつて来て、日本のいわゆる領土に危険の事態に瀕せしめるという場合におきましては、いわゆる自衛力の範囲内において相当の処置をすることにならうと考へております。しかしそれを具体的にどうするかといふことは、ただいまのところはちよつとお答えできません。

が、独立国家として自衛権を持つておるのでありますから、その自衛権の発動によりある程度の処置はとらざるを得ない、こう考へております。

○大久保委員 これは非常に重大な問題であつて、海上における自衛行動はほとんどできなくなつてはせぬかと思ひます。それで、この点は明確にされておかないと部下の指揮統率ができなくなつてはせぬかといふことをおそれるのであります。たとえば漁船の場合を例にとつてみます。漁船が相手の船から搜索されて拿捕されかかつておる、そういう場合において自衛隊が出動してそれを返せといつた、相手は返さぬといつておる。その場合も向うがもし発砲しなければ、これは発砲するわけには行かない、それでどうして一体国民の保護ができますか。あるいは敵の航海を妨害するため周囲をぐる／＼まわる、あるいは威嚇射撃をされます、こういうときにおいて海上自衛隊としてはいかなる行動をとつたらいいか。それが明確にならなければ任務の行使はできないのじやなからうかと思ひますが、この点について長官の御判断を明確に承りたいと思ひます。

○木村国務大臣 お答えいたします。すべてそういう問題を全部解決いたしますには、いわゆる憲法を改正する必要がありますが、あつては存じます。私は、憲法改正が近ごろいろいろ言われることはさうな点も一つ契機であらうと考へておるのでございます。しかし今お話のような具体的な問題になりますと、それに対してただちにどう処置するかといふことについては、私はここで御返答申しかねるのでありますが、われわれ

れといたしましては、少くとも憲法のいかんによらず日本には自衛権があるものでありますから、その自衛権の行使をどこまで伸ばして行くかといふことについて、今後大いに研究いたしたいと考へております。

○大久保委員 それでは私の方から申し上げます。私は今言つたような事態が起つた場合におきましては、相手の行動いかんによつては武力行使ができるのじやないかと思つております。海上におきましては自分が撃たれるか相手撃つかどつちか一つであります。弾庫に弾薬を満載して護衛に當つておる場合に、相手が一発先撃つたならば命中して沈没であります。すなわち相手が撃つ態勢になつたならば、これは攻撃と判断しなくちやならぬのじやないか、だからたとへば相手は不規則な行動をするあるいは砲をこちらへ向ける、これは当然攻撃のうちに入る、その場合におきましては海上自衛隊が当然発砲しなければどうするか。それを発砲せぬでついてもまわつておるならば、これは何隻あつたつて日本の船は全部沈んでしまひます。この点がきつめて重大な問題であります。海上自衛隊の職員はサウンド・ジャッジメント、良識ある判断を海上においてなせといつて、現地にまかすことは適當ではないと思ひます。私は今後この問題は頻発する問題であらうと思ひますから、木村保安庁長官はこういう国際的な問題の起る事態に対して、いかなる処置を部下に対して命令をしておるか、またいかなる保護を日本国民に対してとられるように命令しておるか、この点を明確にしたいと思ひます。

○木村国務大臣 御説もつともであります。われ／＼といたしましては、終始それらの方法について慎重考へておたしております。部下に対しては相當これに対しての指導はしております。しかし具体的に今申しましたことについて、どうやつて行くかといふことについて御返答は差支えない、こう考へております。

○大久保委員 職員はすべて日本国民の保護のために、木村長官のもとにおいて相當精神的にはつきつておるわけであり、どうも部下が十分に活躍しやういふように一つの道をあけてやるというところは、きつめて私は重大な問題であると思ひます。この点が私は當然の日の独立国としてつていい問題ではないかと思ひます。木村長官は自信も十分お持ちでありますけれども、断固たる自信を持つて、その点は部下のたゞに道をお開きになつてよいのじやないか、それをしないでおいて部下に常議ある判断をせよと御命令になることは、いたゞけに前線の部隊を海上において奔命につかれしめる、そして彼らに無残なる犠牲にすると私は考へるものであります。どうかこの点は一日も早く明確なる態度をおきめになるよう

にお願ひする次第であります。同時に私は最近の新聞によれば、竹島に韓国が砲艦を派遣して、日本の巡視船を駆逐するとかいふような放送もあるといふことを承りましたが、これは事実でありますか、またこれに関連いたしまして、外務大臣に承りましたことは、日韓会談が今後いかに御進捗になりますか、日本の漁船の拿捕等について適當なる安全上の処置が日韓

会談の再開によつてとられますかどうか、この二点を伺いたいと思ひます。

○木村国務大臣 竹島の問題であります。竹島に韓国の砲艦が派遣されたことは、私も新聞紙上でこれを承知したのであります。そのことについて詳細取調するように幕僚の方に命令を出しておるのであります。ただいまのところ真偽は判明いたしておりません。しかし竹島に韓国の砲艦が来て砲撃をするような場合には、事まさに重大であります。われ／＼といたしましても、これは看過することはできない、こう考へております。相當な手段をとらざるを得ないかと考へております。しかし今のところは真偽未定のようであり、私の方でわかりません。

○岡崎国務大臣 日韓会談は御承知のように停電いたしてあります。表向きの方の言ひ分は、例の久保田発言を取消すならば会談を再開するに異議ないといふふうであります。そこで久保田発言なるものは、久保田代表が正式な委員会ではなくして、別の分科会に個人の資格として断つて言つた発言であり、ますから、これだけがじや／＼としておるというならば、政府としては適當の措置を講じて会談の促進をいたしたいと思ひます。しかしそれがただ言ひがかりであつて、実は会談の内容に対して著しい反対があるとなりますと、会談を開きまして、うまく行くかどうか、かわかりませんが、少くとも会談をなるべく早く開きたいと考へまして、ただいまでもいろいろ、たとえばアメリカの代表者を通じて先方に話したり、こちらにおける韓国の代表と連絡をいたしたりして努力をいたしてあります。

す。あるいはこの十日か二週間のうち
に開けろとか、開けろでないかとい
う見込みだけはつくじやないかとい
う期待を持っております。そこでこの
問題が解決せぬと、またいわけゆる李承
晩ライン等のごとで非常にやつかない
問題が出て参りますので、これにつ
きましては木村長官なりあるいは運輸省
の船なりいろ／＼今連絡をいたしてお
りまして、適当なる漁船の保護とい
うことはこれは考えなければいけない
ではないか、こう思っております。

○大久保委員 次に私は自衛隊と海上
保安庁との関係の、特に武力行使等
に関連する問題についてお尋ねをいた
しますが、保安庁法並びに自衛隊法によ
りますと、防衛出動または治安出動の
場合に、特別に必要な場合には総理大
臣は海上自衛隊を自衛隊長官の指揮下
に入れる、こういう規定がございます。
そこで木村長官は海上保安庁の部隊の
いかなる指揮をなさいますか。自分の
指揮下に入れます場合に海上保安庁長
官を指揮なさいますか。海上保安庁の
船を特定して、あるいは部隊を特定し
てその船を御指揮になりますか、この
点を明確にさせていただきたいと思
います。

○木村国務大臣 今の点は防衛庁長官
は海上保安庁の長官を指揮をして、長
官をしてすべてその任に当らしめる、
こう考えております。

○大久保委員 その点は了承いたしま
したが、次に海上保安庁の火器の問題
であります。これは海上保安庁長官に
お尋ねしたいと思っておりますが、海
上保安庁の巡視船に対する火器の取付
けがきわめてのろかつた、三年がかり
であつた、これがまことに私は意外に

思うのであります。一体何ゆゑにこ
んなに遅かつたのか、またこの火器は
いかなる形式で借上げをしておるか、
国会にこの借上げ協定は提出されな
かつたか、国会に提出せんでもよかつ
たのかどうか、この点をお尋ねいた
したいと思います。

○山口(伝)政府委員 お答えいたしま
す。海上保安庁の巡視船にも火器を船
型に応じて適当なるものをつけたいと
いうことは、一年以上前に方針として
めしたのでございますが、このとりつ
けます火器そのものをアメリカから貸
受けるということ、この折衝に意
外にひきまつておりましたが、やつ
とましましたのが昨年の暮れでござ
います。その貸受の形式はいろ／＼借
受けるについての財政負担等は内容
として含んでおらないので、現物のま
ま借受けてそのまゝの状態を将来また返
す、このあらためて返すときには、そ
のときに相談するといふような形式で
ございまして、従来保安隊が使用
された火器と同様に今日までまだ国
会には報告はいたしてありません。

○大久保委員 火器の取扱ひについて
海上保安庁長官に質問いたしますが、
先ほど自衛隊におきましては、自衛艦
に対する火器の使用、拿捕船、漁
船保護についての火器の使用が、い
まだ明確でなかつたのであります。海
上保安庁は警備艦よりも先行して海
上の警備に当られるわけでありまして、
漁船の拿捕の問題に遭遇することは
わめて多いと思ふ。今までは砲があり
ませんでしたがあるいはピストルを
金庫の中にしまつておいて交渉して解
決する、こういうことをしておつたわ
けであります。今度はこちらが火器

をすえつけておりますから、問題はき
わめて複雑になつて来ると思ふ。
山口長官はこの海上保安庁の巡視船に
つけている砲の使用について、私が先
ほど木村長官に質問しました点につ
いて、いかに取扱ひになるか、漁船を
保護するためにいかなる使用法をとら
れるか、いかなることを部下に命じて
おられるか、この点を明確にしてい
たいと思ふ。

○山口(伝)政府委員 お答えいたしま
す。巡視船の性質は警察船の範囲で
ございまして、これがとりつけてお
ります火器を使用したしは緊急避難とい
ふ正当防衛あるいは緊急避難という
限度を越えていかなのであります。将
来、このたびの自衛隊法案のごとく防
衛庁の統制下に入つた場合におきま
しても、今日の考え方としては、その場
合の海上保安庁の船が活動します受
持ち分、今のところ海上保安庁法
の範囲を出ないのでございまして、そ
のときも同様に正当防衛、緊急避難と
いう限度で使用するといふようにいた
したいと思ふ。

○大久保委員 この点は先般の「さど」
事件ときわめて関連がございしますが、
「さど」事件の場合は、相手から機関銃
の攻撃を受けたと聞いております。相
手が海上保安庁の巡視船を攻撃した場
合は、もちろん砲は使用する、武力は
行使する、こういうお考えであります
か。

○山口(伝)政府委員 お答えいたしま
す。そのときの状況によつて、向うか
ら積極的の攻撃を加えられるというよ
うな場合には、もちろんそれに對して
応答せざるを得ないと思ふ。しか
しなるべくさうな状態は避けたいと

は思つておりますが、さういふような
事態に当面すればやむを得ないことだ
と思つております。

○大久保委員 私は木村長官並びに山
口長官、両長官の御答弁を承りまし
て、火器の使用に對しての方針がまだ
明確に立つていないと思ふ。そこでこ
の問題はもう複雑なる国際問題を
引起すこともありましようし、また部
下をきわめてナーヴアスな、非常な苦
しい判断の場面に押し出してしま
う。そこでこれは、もういふやうに、複雑
な事態がございまして、遠く國を
離れて日本の漁船あるいは日本人の保
護に當つておる諸君が、ほんとうに安
んじて國旗のもとに動き得る、さうい
う態勢を早く明確にされなければ、いた
づらに部下を苦しめるだけである、か
ように私は考えるわけでありま
す。この点はひとつ両長官が御協議にな
りまして、できるだけ早く態度を明確に
されんことを希望する次第であります。

次に私は山口長官にお尋ねしたいこ
とは、「さど」は李ラインに立ち入らな
いといふ誓約書をとられたということ
であります。これはほんとうで
あります。

○山口(伝)政府委員 お答えいたしま
す。釈放されることがきまつたあと、
さういつた誓約書みたいなものを判を
押しておることは事実でござい
ます。

○大久保委員 これはほんとうでないこ
とでありまして、私は日本の公船が公
海を航海することにおいて何の遠慮が
いふやうか、これは明確に韓国の日本の
公船に對して強制した——あるいは釈
放の際の不可抗力の強制であつたかも
しれませんが、私はこれはどういふ容
認できないと考える。この点に關しま

して、外務大臣はこれを否認された措
置をおとりになつたと考えております
が、いかなる措置をおとりになつたで
ございまいやうか。

○岡崎国務大臣 外務省におきまして
は、この事実その他を調査しまして先
方に対する申入れを行つております。

○大久保委員 私はこれは当然否認さ
るべき問題だと考えております。
また私は木村長官にお尋ねいたした
いと考へますが、海上保安庁の部隊を
自分の指揮下に入れられまして出動さ
れる場合、海上保安庁職員の身分は
いかなることになりますか。あるいは待
遇の条件は何かでありますか。自衛
隊と全然同身分においてお使いにな
りますか、あるいはそこに差別がござ
いますか、この点を明確にしてい
たい。

○木村国務大臣 身分關係につきま
しては、これは海上保安庁の通りで
あります。しかしこれを防衛庁長官の指
揮下に入れますと、そこにおいていろ
んな条件が違つて参ります。いわゆる
危険勤務その他については全然かわ
つて来るのであります。従いまして給
手その他の点におきましては特別にこ
れを取扱ひたい、こう考えております。
今研究中であります。

○大久保委員 私は木村長官の指揮下
において海上保安庁の部隊を御指揮に
なる場合におきましては、給手、処遇の
公正ということが最も必要なことで
あります。しかも現在におきましては、
自衛隊の身分給務と海上保安庁部隊の
身分給務とは違つておられますし、給
手、給務の段階も違つておられます。これを一朝
有事の場合に、さあ指揮下に入れたと
言つたつて、急にできるものではない。

平素から、そういう防衛出動の場合に、何らか身分的にも、海上保安庁の職員は特別職になり、あるいは給手的にはスライドさせて同じになる、階級処遇も同じになるというふうな、何らかのスライド制の方式でもおつくりになる御意思があるかどうか、この点についていかにお考えになりますか。

○木村國務大臣 お答えいたします。

もちろん海上保安庁の船舶職員が防衛庁長官の指揮下に入りましても、その職務、権限については、依然として元の通りであります。防衛庁における海上自衛隊と本質的に異つておるのでありまして、海上自衛隊と同一の権限を与えるわけに参りません。従いましてこれを同一に取扱うことはできませんが、指揮下に入つた以上は、今申し上げました通り、その勤務状態その他の点について本質的に本来のものと違つて参るのであります。給与その他について別種の取扱いをいたしたい。今お話のようなスライド制をとるとかなんとかいうことについては、一つの研究課題であると考えておりますので、せつかく検討いたしております。

○大久保委員 私はただいまの木村長官の御答弁には満足できないのであります。自衛隊の任務と違つて、御答弁でありますけれども、私はおそろく海上において防衛出動等の場合に、海上自衛隊の行動と海上保安隊の行動とは差別できないと思ふ。これは護衛の場合をとりましても、沿岸哨戒の場合をとりましても、港灣防衛の場合をとりましても、かりに若干の差があつても、現代の近代戦におきましては、前後後方の差別はほとんどないのであります。これは任務が違つてからといつて

差別した待遇を容認されるというお考えがあるならば、たいへんな問題であると思ふのであります。やはり海上保安庁の職員に對しましては何か明確な規定をおつくりにならなければいかぬ。それなしには指揮することではできないのではないかと考えますので、この点も一度長官のお考えを承りたいと思ひます。

○木村國務大臣 再度申し上げるよう

であります。これらの給与その他の点については、十分に考慮いたしまして、万難算のないようにとりはからいたいと考えております。

○大久保委員 次にお尋ねしたいと考

えておりますことは、自衛隊法第八十八条において第七十六條、すなわち外部からの武力攻撃に際して出動した自衛隊は必要な武力行使ができることとし、この場合国際法の慣例によるべき場合にあつてはこれを遵守しというふうに規定してあります。国際法の慣例ということとは陸海空戦法規でありますか、外務大臣に承りたい。

○岡崎國務大臣 戦時国際法に規定さ

れておりますものは当然それに入ると思ひますが、その他慣例的なものであります。国際法に記してないものもあるわけでありまして、そういうものも十分考慮する必要があると思つております。大体お話のように、陸戦法規、海戦法規その他の国際法、こういうことにならうかと思ひます。

○大久保委員 私はこの点を明確にし

ておきたいと思ひます。陸海空戦法規によりまして自衛隊が交戦権を持つわけでありまして、そこで憲法には交戦権はなしというふうに規定してござ

います。そこでこの陸海空戦法規から交戦権を持ち得るものであるかどうか、この点に對する考え方を教え願ひたいと思ひます。

○岡崎國務大臣 これは憲法にもあり

ますので、つまり国際間の関係と日本の国内の憲法の関係とは必ずしも全然同一でない場合がありまして、たとえよく議論になることではあります。集団的安全保障というふうなことを日本の国際文書といふか、平和条約等には書いてあります。しかし集団的安全保障に入るか入らないか、これは日本のかつてでありまして、これは同様に外務大臣からひとつお答えを願ひたいと思ひます。

○岡崎國務大臣 原爆等につきまして

は、御承知のような実情でありまして、新しい国際法なりあるいは国際慣例なりをつくらうとする努力は今なされております。また同時にこれを管理しようという努力もなされておるのであります。ただいまのところ成文化したものではありませんし、また先例としては終戦前に使われたものだけが先例になつておるわけでありまして、ほかにはありませんし、まだおつしやるような新しい国際法規なり慣例なりができておるとは言えないのであります。非常に法律的な実情を考へないようには、現存の法規を適用せんとすれば、一般の爆弾を使う、この法規関係を適用する以外に方法はないと思ひます。従いまして、新しい法規が慣例ができるまでは、実は實際上適用するものがないと言わざるを得ぬかと考えております。

○中村(高)委員 そうしますと、今ま

で原爆の使用について、国際上何にも規定も慣例もないのだとすれば、ああいうふうな残虐な武器でありまして、現に日本でも広島や長崎のようであ

いう非戦闘員までもやられておるし、

○中村(高)委員 ちよつと関連して。

今大久保委員から自衛隊の出動の場合

の武力の行使についてお尋ねがありましたが、その中で国際の法規及び慣例による、こういう規定が特に武力行使の場合に規定されておるのであります。が、先般来原爆とか水爆ということ

が問題になつて、国会でも決議をした

りいろいろのことをやつておるのであります。が、一体原爆や水爆というふうなもの、これは、国際の法規及び慣例において現在どういふことになつておりますか、これを外務大臣からひとつお答えを願ひたいと思ひます。

○岡崎國務大臣 原爆等につきまして

は、御承知のような実情でありまして、新しい国際法なりあるいは国際慣例なりをつくらうとする努力は今なされております。また同時にこれを管理しようという努力もなされておるのであります。ただいまのところ成文化したものではありませんし、また先例としては終戦前に使われたものだけが先例になつておるわけでありまして、ほかにはありませんし、まだおつしやるような新しい国際法規なり慣例なりができておるとは言えないのであります。非常に法律的な実情を考へないようには、現存の法規を適用せんとすれば、一般の爆弾を使う、この法規関係を適用する以外に方法はないと思ひます。従いまして、新しい法規が慣例ができるまでは、実は實際上適用するものがないと言わざるを得ぬかと考えております。

○中村(高)委員 そうしますと、今ま

で原爆の使用について、国際上何にも規定も慣例もないのだとすれば、ああいうふうな残虐な武器でありまして、現に日本でも広島や長崎のようであ

いう非戦闘員までもやられておるし、

○中村(高)委員 ちよつと関連して。

今大久保委員から自衛隊の出動の場合

今度のビキニの実験などを見ましても、非常に遠くにおつても被害を受けるという、ああいう武器が現在存在する。国際法規の爆弾でありますか、そういうふうなものとは全然類を異にいたした武器であります。そうするとこの使用は慣例から言つても当然許されないものだと思ひますが、外務大臣は現状においてあの実例をどういふふうにお考えになりますか。

○岡崎國務大臣 これは非常にむずか

しい問題でありまして、先ほど大久保君のお話がありましたが、たとえば無差別な潜水艦の行動とか、あるいはじゅうたん爆撃といふような、非戦闘員も含めた、ある都市を壊滅してしまふというふうなことが、現に方々で行われておるので、これは事実でござい

ます。おつしやるような原子爆弾と言

は、さらに規模は大きくなるでござい

ますが、すでに戦闘員だけを目標とし

ていない事実がここに出て来てお

ります。従いまして、国際法的に申せば、

ダムダム弾であるとか、あるいは細菌

戦であるとかいうような、はつきり禁

止されておるものは、これを使えば国

際法違反であります。そういうものは、

これを使つてはいかぬといふことも、法律で根拠はないといふのが実情であります。

○平井委員 大久保委員の質問に関連

してちよつと外務大臣にお尋ねいたし

ますが、今日われわれは保安隊である

は海上警備隊を自衛隊に切りかえて

充すというところで審議いたしてお

るのであります。大久保委員が将来で

きる自衛隊について御意見を出すのは

至当と思ひますけれども、その戦略ま

で行くのは少し早過ぎはせぬかと私は思うのであります。それに關連して先般のMSA協定について、私どもは実は外務委員会に連合審査を申し込んだかつたのであります。すでにその時期はなくなつてしまつたのであります。MSA協定は御承知のごとく軍事援助であります。日本には軍隊がない、戦力のない軍隊と世間では言つております。軍隊のないところに軍事援助をする。しからばアメリカは日本の現在の保安隊を軍隊並に考へておるかどうか、アメリカが軍隊並に考へておるとすれば日本国内でもあまり遠慮する必要はない。外務大臣はアメリカに向つて、あなた方がつくられた憲法によつて日本は往生しておるのだといふことをお話をしてもらつて、ほんとうに將來現を入れてアメリカが考へておるような自衛隊にする気があるか、あるいはまたこれによつて憲法をかえて行く氣持があるかどうか、外務大臣が出席をされておるついでにお尋ねを申し上げます。

○岡崎國務大臣 これは現実の問題と將來の立法論のふたつなものと二つ含まれておるやうであります。外務大臣としてMSAの協定を結びますにあたりましては、現在の憲法のもとに結ぶのであります。將來これをかえる必要があるという考へのもとにさうな協定を結ぶわけには参りません。従いましてアメリカは軍事援助と稱してありますが、これは世界中に軍隊を持つていない国というのはいない——あることはあります。日本以外ほとんど言ふに足りないところでありまして、アメリカは世界のどここの国も軍隊を持つてゐるものと仮定してあの法律をつ

くつておるのであります。従いまして日本の場合は、現行憲法のもとにおいてMSAの協定を結ぼうといひますれば、アメリカの考へ方に対して特例を求めなければならぬわけですが、今度のMSAの協定はこの特例を求めまして、一般には軍隊に対する援助であるが、日本に対しては軍隊でない戦力でない保安隊に対する援助、こういうことである。この点を考へて特例を設けてつづつたわけでございます。將來どうするかといふことにつきましては、おの／＼みな考へがあることとあります。まだ内閣としてどうするといふことはきめておらない実情でございます。

○大久保委員 次に政治と軍事について承りますが、これは主として木村長官にお尋ねしたい。それはシビリアン・コントロールの問題であります。文官優位の問題であります。保安庁法において内局の幹部に制服を入れるといふことに今度相なりましたが、これは私は一般的にいって少し早過ぎはせぬかといふ氣持を持っております。この間第一日目の木村長官の御趣旨も了承をいたしました。しかし何と申しまして、日本は長い間兵権優位の慣習になれております。そこでこの考へ方を新しいシビリアン・コントロールにかえて、ほんとうの意味の総合国力、総合戦力といふものを運用して行く、こういう考へ方に切りかえなくちやならぬ大事な時期に立つております。私はかくのごとき民主的な國軍の統率、部隊の統率という一つのやり方というものは、ある程度年数をかけなければならぬものじやないと思ふ。民主主義の改革といふものは、まわりくどいけ

れども、若干の年数をしんぼう強くかけなければならぬ。ところが保安隊が生れて一年たつたたぬ間にこのシビリアン・コントロールの計画を排除された。それは制服とセビロとの対立をなくするといふことは一応了承できまされども、日本に長い間集つておつた兵権優位の思想を打破するために、木村長官はこの規定をなせよう少ししんぼう強く守られなかつたか、この点について木村長官の腹の中をもう一べんお聞かせ願ひたい。

○木村國務大臣 私は常に政治が軍事に優先する、いわゆる政權が軍權に優先する、この考へております。申すまでもなく昔は武權が支配した時期が日本において多かつた。それではないか。要するに政治がすべて優先的にものを支配して行くべきである。この建前をとつて行く。シビリアン・コントロールという言葉はよく使われますが、結局根本原則はそこにあるのであらう。何もいわゆる普通のシビリアンを軍務に従事しておる者の上に置くといふ意味じやありません。今後創設されるべき自衛隊についてみましても、自衛官と内局の職員は渾然一体をなして行かなければならぬ。対立關係があつてはいかぬ。ともに手を携へて日本の国防の全きを期さなければならぬ。これはどちらがよいかといふことを彼らに考へさせますと、そこに對立關係が生じて来る。お互いに對立關係をなくして、そうしてお互いに友愛の精神に満ち、互いに研究して日本の国防に従事して行く体制をとらなければならぬといふ建前でありまして、そこで從來の保安庁法第十六条第六項によつて制限されておるものを撤回いたしました。一たび

制服を着た者であつても、りつぱな人物であれば、適材適所主義でもつて内局に勤め得るのだといふ建前をとつて、この間の親愛、友愛の念を深くしたい、こういう所存であつたわけでありました。

○大久保委員 長官の御趣旨はよくわかりましたが、制服を脱いでセビロに着かえたからといつて、そこに考へ方がかわるわけじやなくて、もちろん制服の中にもりつぱな人がおるし、昔の軍人の中にもりつぱな人がおるといふことはわかつておりますが、やはり私はものの考へ方の問題だと思ふのであります。そこに今度のシビリアン・コントロールの意圖しておる大きな精神革命があると思ふのですが、また内局におきまして、かくのごとき事態が早く來過ぎた原因があつたんじゃないか。一体幕僚幹部は二十四時間勤務をしておるけれども、内局は八時間勤務である。相當な居残りもしておられるのでしようけれども、何らかそこに実施部隊の機動的な要望に内局が沿わなかつたんじゃないか、こういう点も心配される。また内局の人はいろいろ役所から出て来ておられますが、これが役所から出て来ておられるやつて来て、保安庁の内部で各省の権限争ひをしたのではないか、実施部隊が十分な機動的な機軸な措置をとり得ない何らかの欠点の内局にあつたのではないかといふことを心配するものであります。そこで長官に今後の方針としてお聞きしたいことは、内局の幹部は今後も各省との人事交流をおやりにするの、それを原則とされるかどうかという点であります。実施部隊を内局が押えて行きますためには、内局の

人が戰略的にも軍略的にもある程度制服と對等の議論ができて、どちらからでも來い、大戰略においてはそれの方が上だといふ、これだけの自信が自分になければならぬ。それが各省の出先根性ではどういふ部隊は押えられないと考へておる。そこでたゞいセビロを着ておつても、氣力からいつても迫力からいつてもあるいは知力からいつても劣らないのだといふ内局の幹部をつくるのに、長官はいかなる勤務ぶりといかなる研修方法を内局の諸君に要求しておられるか、また実施をせられんとするのであるか。まずこの点を承りたい。

○木村國務大臣 ただいまの御趣旨はごもつともであります。人事の交流もいつつてあります。保安庁においてわれわれは國防の大任を果さなければならぬという精神と氣力を持つて来てもらわなければならぬと私は終始言つております。ただ一時腰かけに保安庁に來て、職を辭してまたほかの省にもどるといふやうなことであつてはいけません。ただ保安庁は充足以來わずかに数年で、伝統といふものはない。御承知の通り各省においては伝統がある。われ／＼として極力りつぱな伝統をつくり上げたいと考へて今努力をしております。そこで今お説の通り、保安庁の職員たるものは十分に思ひをこめていたされて、保安庁で終始一貫その職を全うするといふ考へで行かなければならぬと終始私は申しております。だんだんわれ／＼の考へるところにみな沿われまして、今一生懸命やつてくれっております。これが数年たてば、わずかながら保安庁としての伝統もつくり

得るのではないかと考えておる次第であります。

○平井委員 防衛庁設置法並びに自衛隊法、この二つの法案を審議する上においてまず木村長官にお尋ねしておきたい。ただいまの大久保委員の質問に關連しておきますので、大局から一点だけお尋ねをしておきたいと思うのであります。御承知のごとく今日の保安隊は戦力なき軍隊、すなわち男か女かわかりません。これを一体どう考えられるか。独立国になつたので、独立国のかつこうをつくるために、今日保安隊を増強して航空隊をつくるという程度のものか、將來陸海空の三部隊を持つて、交戦権はないといえども、もしも外国から侵入されるならば、断じてこれを防ぎ得るというような構えの防衛隊をつくるのか。今後戦争をするということとはだれしも好むところではないし、われ／＼も戦争はしてはならぬと思つておりますが、ほんとうの防衛という意味でこの三つを育て上げて行くのかどうか。どうも今日は男か女かわからないような状態に置かれておるので、木村長官は將來この二法案が通過をし國民の要望があるならば日本人にふさわしい憲法をつくるのにもやぶさかでない。今日の憲法下においては万事不自由である、こういう氣魄をもつて自分が防衛の任務を担当するのであるから、憲法改正にも先例をたれなければならぬと思うが、この問題に對して木村長官はどういう考えでおるか。日本の鎗石となつて、あるいは日本國民の防衛のために一身を投げ打つてやるといふ氣があるかどうかお聞かせを願つて、審議に入りたいと私は思ふのであります。

○木村國務大臣 お答えいたします。ただいま保安隊は男か女かわからぬといふことを申されましたが、保安隊は男でござります。(笑聲)戦力なき軍隊、だれが申しましたか知りませんが、われわれは戦力なき軍隊とは言つた覚えはありません。ただ保安隊は憲法のわく内においてこれを樹立したのであります。すなわち戦力に至らない程度にしておいてやつておる、これだけにすぎないのであります。そうして申すまでもなくただいま御審議を願つております防衛庁法案第四条においては、「防衛庁は、わが國の平和と獨立を守り、國の安全を保つことを目的とし、まことにこの通りであります。獨立國家としてその國の平和と獨立を守つて安全を期さなければ國家は成り立たないのであります。その重き任務を、今後自衛隊が持つて行くことになるのであります。われ／＼はこの自衛隊を育て、國民の興望に沿つて國防の全きを期したい、こう考えております。

そこで憲法改正の問題に觸れられたのであります。御承知の通り憲法は國の基本法でありますから、輕々しくこれを改正するとかどうとかいふことをわれ／＼は口にいたしたくはないのであります。しかし將來日本がどうしてもこの國防をさらに／＼増強して行くといふことについて、憲法に何らかの支障ありと考へまするときにあつて、國民にさような氣持が充實いたしますれば、そのときこそ憲法は改正すべき時期じやなからうかと考へております。われ／＼當局といたしましては、ただいま現存しております憲法のわく内において、わが國の平和と獨立を守つて、安全を守り得るよう

万全の処置をいたしたい、こう考えておる次第であります。

○大久保委員 先ほどのつながりでありますから、最後にもう一点だけ木村長官に念を押しておきたいと思ひます。木村長官は制服を内局にお入れになる御意思があるかどうか。またどの局課にお入れになる御方針であるか、あるいは当分の間と規定は変更したが、やはりシビリアン・コントロールという精神を育てて行くためには、しばらく制服を入れないで、今までの体制で運用上やつて行く、組織は制服と背広が対立するという形をなくしてしまふ、運用はシビリアン・コントロールを育てて行くという御方針でおいでになるかどうか。この点を承つてきようの質問は打切つてあすに延ばしたいと思ひます。

○木村國務大臣 お答えいたします。御承知の通り運用がよくなければ物事はうまく運ばないのであります。それと、結局いかなる機構であつてもその人よろしからざればこれまたその機構の運用はうまく行かない。そこで現在保安隊の内局に勤めております人々は、現在において十分に有能なる者であるといふことを私は認めます。そこでこの人たちにかえて今新たに前に制服を着た者を運用するといふようなことは今考へておりません。しかし將來において有用な人材であれば、幾たび制服を着た者であつてもこれをとるにやぶさかでない、私はこう考へます。

○大久保委員 それでは今の木村長官の御答弁を了承いたしますが、民主主義の改革は氣長にやつていただきたい。一年くらいでただちに變更して文官優位をすりかえる、こゝういふような点はどうか十分御注意になつて、あくまでシビリアン・コントロールの本體を生かされるように期待いたしますして、本日はこの程度にいたします。

○稻村委員長 大久保君の質疑は次会に続行することにし、次会は明日午後一時より開會いたします。

本日はこれにて散會いたします。

午後三時四十五分散會

昭和二十九年四月九日印刷

昭和二十九年四月十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局